

環境厚生常任委員会委員長報告

(R 2 . 3 . 2 4)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第42号議案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正**については、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に、年金給付関係情報等を追加するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第45号議案、国民健康保険条例の一部改正**については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額の限度額等を改めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第46号議案、介護保険条例の一部改正**については、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の規定整備を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４７号議案、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定**については、プラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とするもので、事業者が事業所等においてプラスチック製レジ袋を提供すること等を規制するものであります。

まず、審査に先立ち、２月２８日に市内の商業団体との意見交換会を開催し、本条例案及び条例施行に係る問題点について、^{きたん}忌憚のない意見をいただきました。

その後、３月６日に行った審査では、条例の施行期日を規則で別に定めることとされていたことから、施行期日の時期について質問が集中しました。これに対し、執行機関からは、議会での議論を十分に踏まえ、施行期日を決定していきたい、との答弁がありました。

そして、３月９日に委員間討議、討論・採決を行い、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決定しました。

また、

- ・ **本条例の施行期日は令和２年１２月１日以降とし、以下の項目の実行及び諸状況により、さらなる延長も視野に入れるものとする。**

などについての附帯決議案が提案され、賛成多数をもって可決しました。

しかし、その後、市長から、３月１８日の本会議において、当委員会での審議過程における審議内容を踏まえ、

- ・表彰を行う対象を「事業者」から「市民等及び事業者」に改めること。
- ・条例の施行期日を令和3年1月1日とし、違反者の公表に係る規定は令和3年6月1日から施行する旨を明記すること。

の2点を訂正する申し出があり、本会議において承認されました。

これを受け、当日、直ちに委員会を招集し、その冒頭で、第47号議案を再審査することについて可決し、訂正された内容を中心に再審査を行いました。その後、審査過程の中で、当初可決した附帯決議案の内容を土台として、

- ・本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- ・市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- ・条例の施行に向けた取り組みについて、議会に提示した工程表に則り^{のつと}適切に進めること。
- ・プラスチック製レジ袋の在庫について、効果的な方策を検討すること。
- ・事業所における営業の実情に十分配慮し、立入調査や違反者の公表等に至らないように本市が指導と援助を行うこと。
- ・市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- ・国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。

- ・社会的な諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でない認められるときは、議会と協議して施行期日延期も含めて検討すること。
- ・その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

の9点を求める附帯決議案の提案があり、

第47号議案について、全員をもって原案可決すべきものと決定するとともに、附帯決議案についても、全員をもって可決したところであります。

なお、この附帯決議案については、議会での議決を求め、環境厚生常任委員長から本会議に上程するものであります。

次に、**第48号議案、印鑑条例の一部改正**については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第56号議案、病院事業の設置等に関する条例の一部改正**については、地方自治法の一部改正に伴い所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

プラスチック製レジ袋の提供が禁止に

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定

可決（全員賛成）

プラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とし、事業者が事業所などでプラスチック製レジ袋を提供することなどを規制するもの。

プラスチック製レジ袋は有償無償を問わず提供を禁止するほか、生分解性の袋（紙袋など）についても無償配布は禁止される。

条例は令和3年1月1日から施行され、違反者の公表に係る規定については、令和3年6月1日から施行される。

2月21日に本条例案が提案され、2月28日に市内の商業団体との意見交換会を実施。その後、3月6日、

9日、18日の3日間にわたり議案審査を行った。

また、審査内容や商業団体との意見交換会で出された意見を踏まえ、附帯決議案が提出され、条例とともに全員賛成で可決された。

【附帯決議（一部抜粋）】

○本条例の趣旨および市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。

○市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。

○市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。

○社会的な諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でないこと認められるときは、議会と協議して施行期日延期も含めて検討すること。